

に行い、最後に教育費の順に説明を受け、質疑を行い、採決する日を諮りまして審査に入りました。

まず歳入において、その主なる質疑を申し上げます。

一、市民税関係における質疑に対し、当初予算と確定数値との関係において差があるのは、昨年三月に市民税の個人分と法人分の均等割を改正したことにより減額となったとの説明であります。

二、第四小学校の増築に対する都の補助金の減となった理由、これに対し、当初、建築単価を特殊工事分を含め三千六百十五万円と予定したが、国と都の単価の差があり、その分を都が補てんすることになったが、都の財政事情により、結果的に千五百二十六万八千円となったための減である、との説明。

三、地方債における利率の質疑に対し、最高の利率を九・七％以内ということで、国の運用部資金なり郵政省関係で許可となると七・五％となるが、市中の金融機関から借りた場合は、最高九・七％程度が予想されるので、利率を九・七％以内としたとの説明であります。

四、当初予算で都市施設整備基金を一億六千五百万円繰り入れていたものを、基金に又戻した理由に対して、本年は例年と違って最近になってから減収補てん債が認められ、又国からの地方交付税においても大幅に増額になったので、基金の分を元に戻したものであるとの説明。

以上で歳入が終わり、次に歳出に入りました。

一、一時借入金関係は、本年はどのようなふうになっているかとの質疑に対し、本年度は順調に財政運用ができ、現在まで一時借入金もせず今日まで来たが、しかしながら年度末の支払い時期に幾分一時的に借り入れするようになるかどうかという程度の状況である。

二、自治大学校所修費委託費についての質疑に対し、本年四名の職員を入校させる予定であったが、一名が市の事業の関係から一時的に入校ができなくなり、この大学は当初に入学申請をいたし許可された者で途中においてかわりに入校はできない。又変更も、その年においてはできないので予算減となったのである。

三、教育関係における質疑の中で、ソフトボール場の屋外運動場の用地

は、すでに公社で買収した用地を一平方メートル当たり五万八千円、一千四百九十四平方メートル、金額八千六百六十六万九千円の補正である。

加美地已に建設中の、学習等供用施設における図書館と学童保育所の備品購入代である。減額については、職員の人件費や小中学校の補助費の減が主となっている等の質疑応答の結果、採決いたしましたところ、当委員会の付記分は全会一致で原案とおり決定した次第であります。

何とぞ、当委員会決定とおり御可決くださいますようお願いいたします。して補足説明いたします。

議長（貫井喜代次君）次に、建設委員長 宇佐美良時君。

（建設委員長 宇佐美良時君登壇）

○建設委員長（宇佐美良時君）報告いたします。

（議案審査報告書朗読）別添参照

引き続き、当委員会に付記された建設委員会所管分について、審査の補足説明を申し上げます。

本案については、冒頭、審査の順序について諮りまして、経済課、都市計画課、下水道課、建設課の順に審査を進めました。

今回の補正は、農林水産業費で三百七十八万円、商工費で二十万八千円、土木費で七千六百四十四万五千円と、労働費で八十八万二千円、各款ともに減額補正でありました。

本案に対する質疑においては、緑化推進でスタート時点において経済課として考えられた緑地面積と、現在の緑地面積はどうなっているかという質疑に対して、昭和五十年当初では市内の緑地面積は、A・B農地及び平地林を合わせて六十八万五千六百六十平方メートルであった。現在の状況は、A・B農地、平地林、それに昨年九月定例会で制定されたものに基づく準山林地の指定を含め、合計六十九万八千六百十四平方メートルであり、そのうち指定している面積は三十万九千六百八十四平方メートルで、指定率は五七％となっているとの答弁があったわけであります。

なお、要望といたしまして、建設課に、私道整備助成金減額の関係

について、今後も担当課として整理を調査していただきたいという発言があった後、採決をいたしました結果、当委員会といたしましたは、建設委員会所管分については原案どおり可決することに決定をした次第であります。何とぞ、当委員会の決定どおり御可決いただきますようお願いを申し上げます。

議長（貫井喜代次君）次に、厚生委員長 小林菊三君。

（厚生委員長 小林菊三君登壇）

厚生委員長（小林菊三君）審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）別添参照

引き続きまして、審査の概要を補足して説明申し上げます。

本予算審査に当たっては、所管分の市民課関係、環境保全課関係福祉事務所関係に分けて審査をしたわけであります。

まず市民課関係では、戸籍住民基本台帳の職員の手当の減額のほか、国民年金印紙購入代の減は適用漏者七百人分の一千百円、任意加入者三百人分の一千五百円、免除者四百人分の百十円の、それぞ

う二十カ月分の減額であるとの説明がありました。

環境保全課関係では、衛生費の公害対策費中、横田基地内貯水槽によるテレビ電波障害について、この工事は翌年度にまたがるが、この障害となっている地域、約二百三十五世帯を対象に工事を行い、共同アンテナは熊川一三四四番地の私有地を買収し、一カ所に設置するが、一塔で五千世帯が可能であるということである。又、鉄道横断はガードを利用できるように国鉄に申請中であるとのこと。設置後の管理は、関係者が管理組合をつくらせていただく

ようになり、一カ月百円程度の負担が一世帯当たりかかるとのことである。福祉事務所関係は、老人や身障者関係の社会福祉費、保育園関係の児童措置費が主であります。当市の社会福祉協議会は四十五年の基準もあり、前年度所得が九千六百円未満なう対象となる。現在まで一件該当者があったが、第二子としての指定産院は桂川産院でやっている。ゼロ歳児関係は、市内で三十六人の定員であるが、予算上では十六人

程度と見ていたが十四人ということで減額した。新しく東福保育園において、七〇歳児保育の施設として三人分できるが、五十一年度募集状況は、三十九人定員に対し最終的に十八人となっている等、以上のような答弁がありまして、当委員会としては全会一致をもって可決した次第であります。

何とぞ、当委員会報告とおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

て補足説明いたします。

議長（貫井喜代次君）以上で各委員長長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（貫井喜代次君）以上で質疑を終わります。

○七番（鈴木藤次郎君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第十九号においては、討論を省略し各委員会報告とおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（貫井喜代次君）お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し各委員会審査報告とおり可決される旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（貫井喜代次君）御異議なしと認めます。よって議案第十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第六号）は、各委員会審査報告のとおり可決いたしました。

議長（貫井喜代次君）これより暫時休憩いたします。

午前十時五十三分 休憩

午後一時 開議

議長（貫井喜代次君）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議員から議案の提出がありましたので、この際本日の日程に追加

いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十六号は、本日の日程に追加することに決定いたしました。

議長(貫井喜代次君) この際、お諮りいたします。

議事の都合上、日程第二十三 議案第三十三号を先議いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって日程第二十三 議案第三十三号を先議することに決定いたします。

議長(貫井喜代次君) 日程第二十三 議案第三十三号 昭和五十年年度福生市一般会計補正予算(第七号)と議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第三十三号 昭和五十年年度福生市一般会計補正予算(第七号)につきまして、御説明を申し上げます。

本案は従来の議決予算額に二千六百六十四万円を追加し、その総額を六十七億九千四百五十三万七千円としようとするものでございます。

この予算の内容につきましては、すでに全員協議会等で、たびたび御説明を申し上げておりますように、福生駅の東西連絡路につきまして、このほどようやく防衛施設庁、それから国鉄との調整がございまして、具体的な金額の詰めができましたので、大変取り急いではおりましたが、本議会に提案をすることになった次第でございます。

この跨線橋と申しますのは、幅員が四メートル、延長五十九メートルで、現在あります跨線橋の如美側一、五メートルのところにかけるもので、鉄骨製のものでございます。

なお、この工事の内容でございしますが、総額では一億七千二百二十九万

円でございます。

(傍聴者発言)

議長(貫井善代次君) 傍聴者にお願い申し上げます。

審議中でございますので、子供に声を出さないように、又声を出すようだったう、ひとつ退場をお願いいたします。

企画財政課長(上野重勝君)(続) この工事の内容でございますが、国鉄委託分が一億二千六百十万円、市が直接施行する場合が三千四百三十五万円、工事雑費、事務費、設計費等で一千八十四万円という金額でございます。又、国庫負担分の内訳としましては、国鉄の委託分に一億五百三十万円、市施工分は三千四百三十五万円、工事雑費、事務費、設計料で九百四十五万円、計一億四千九百万円でございます。市の負担する分といたしましては、国鉄委託分で二千九十万円。この内容といたしましては、ホーム延長工事分、一千三百十八万円、建物の移設、五百七十万円、それから関連の経費といたしまして二百二十万円でございます。このほか、事務費として百三十九万円が加わりまして、市の負担分は二千二百二十九万円

という金額でございます。又、市が直接施行する部分は、跨線橋の製作、運搬に要する経費二千三百九十七万円、それから民有地の支障物の撤去工事として六百四十八万円、それから交番の移設分として三百九十万円、これが市の直接施行分でございます。

なお、本工事は五十年並びに五十一年の継続事業でございますので、継続費の補正をお願いしてあるわけでございますが、その内容といたしましては、五十年年度で三千四十五万五千円、それから五十一年年度で一億四千八十三万五千円の工事を施行することになっております。それが五十一年度分の工事は、市が施行する部分の跨線橋の製作、運搬費二千三百九十七万円、それに事務費三十八万五千円、設計費六百十万円等で三千四十五万五千円でございます。五十一年執行分といたしましては、国鉄委託工事分一億二千六百十万円、市施工分一千三十八万円、工事雑費、事務費、設計費四百三十五万五千円、合わせて一億四千八十三万五千円が五十一年度に施行をする部分でございます。

それでは順次、その内容について御説明を申し上げます。

二ページをお聞きいただきました。第一表の歳入・歳出予算補正につきまして、明細で御説明を申し上げます。

下のほうの第二表の継続費の補正につきましては、ただいま申し上げます。下に総額一億七千二百九十九万円について、五十年度で三千四百五十万円、五十一年度で一億四千八百三十五万円を支出しようとするものとございます。

次に四ページをお聞きいただきたいと思います。

歳入の内訳について申し上げます。土木費の国庫補助金といたしまして二千六百六十四万円の追加でございますが、これはこの前の補正予算で前の前ですか、補正予算で道路河川橋りょう費の補助金ということと三百万円、いわゆる自由通路の設計費の補助金も、ここに組んでおいたのです。これを都市計画費の補助金のように振りかえまして、そこに二千九百六十四万円を新たに計上したものとございまして、差し引きまして二千六百六十四万円という数字に相なるわけでございます。

次に五ページをお聞きいただきたいと思います。

歳出の土木費、道路河川橋りょう費にあきまして三百万円の減額ですが、先ほど説明申し上げましたとおり、道路新設改良費から土地計画費のほうに移管をしたがための委託料三百万円の減額でございます。

次の都市計画費でございますが、これはいわゆる跨線橋の本年度の工事分でございます。三千四百五十万五千円を計上してございまして、その内訳としましては、旅費に五千円、需用費に二万円、委託料に六百十万円、これは設計委託料でございます。それから工事請負費として二千三百九十七万円、これは跨線橋の製作費でございます。備品費では、三十六万円というところでございます。

次の予備費でございますが、この予算のうち市負担分につきましては予備費を減額をいたしまして充当いたしておりますので、予備費において八十一万五千円の減額をしたものでございます。

以上大変雑駁でございますが、議案第三十三号の提案理由並かにその内容について御説明を申し上げます。

議長（貫井喜代次君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十三番(岩田 博君) 実は西武信用金庫の方は話ができたという話なんですか、大陽交通の方はどうなってるのですか。

都市計画課長(浅見裕康君) お答えをいたします。

現在まだ面会し期日が確定してませんが、その概要につきましてはすでに各会社に御連絡を申し上げまして、原則的な御了解をいただいております。更に、具体的には今月末を目途に現在、具体的な、現在営業しておりますタクシー会社の営業スペース、これを西友の現在の南側にございます駐車場を利用いたしまして、そこで営業をしていただくというようにございまして、近日中に面談をいたしまして確定をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○二十三番(岩田 博君) そうすると、交番の移動場所は、もう決まってるのですか。

都市計画課長(浅見裕康君) お答えいたします。

交番の移動箇所は、すでに国鉄と協議が整いまして、現在ございます交番を線路に近い、いわゆる中側へそのまま新設で移設するというようなことで、警視庁とすぐに協議が整っております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○十七番(関 米吉君) この新設工事につきまして、すでに再三にわたって全協等において説明をいたしておるわけですが、今までも、今までも言われておりました市が負担するとしても、市から直接国鉄への契約ということとは、そういった法律上の問題から好ましくないように思われるので、期成促進会というようなものの手を通じて国鉄との工事契約というような形にしようかと思う、というような点を再三にわたって説明されてきたわけですが、けれども、これによりますと直接、市が何こうに委託というような形になるように思われますけれども、その点はどうなつたかというところが一つ。

それから、ただいまの岩田議員の質問にも関連するんですが、私はこの問題については、二度お尋ねしましたけれども、いつもその都度、まあ何

とかする、間違いない、というような話なんですが、本町六町内の踏切閉鎖の問題は、完全に地元との合意が取りつけられてこういう形になったのか、その点もちよつと御説明していただきたいと思います。

企画財政課長（上野重勝君） 地方財政法上の、いわゆる第三条の関連がございしますが、この第三条の規定は、直接国あるいは国の機関がその目的のためにする支出については市町村がそのような負担をしてはいけなという規定でございしますが、今回分は、いわゆる市が踏切橋をつくるために影響する部分として、ホームの一部を延ばすというようなことでございしますので、地方財政法上の規制の適用はないものというふうに解釈をいたしております。

なお、従来、延長部分についてかなり長く、たとえば六十メートルというような幅で申し出がございましたので、その場合には、ある程度影響があるというふうに考えておりましたが、交渉の結果、影響部分だけにとどめるといふようになつてございしたので、今回はその適用はないものというふうに考えております。

○助役（篠崎俊夫君） 六町目の踏切問題でございしますが、一応了解は取りつけてございしますが、なお具体的な実施時期となりますと、その際は一層PRする必要があるかと思ひます。

○丁々番（関米吉君） 今、上野課長の説明では、ぼくは納得できないな。というのはいままでずっとこういう問題があるんだから、だからこうだと。しかし、この問題はホームの長さのことから見て、いや、その必要はないものと思ふ。私が思つて、そういうことをわれわれに相談していただけたらいい。期成会をつくらしたんじゃないんですか。期成会との関係はどうなつちやつてるのか。そうすると、これは何もないというようになつてますか。それが一つ。

それから、いま一つは、助役さんもその点は、一応のことですけれども、やはり市民の直接かかりあひがある問題ですから、十二分にひとつ納得のいくようにやつていただきたいと思います。

それと、いま一つは工期の問題ですが、七夕祭りとの関係もあつて、あそこでガタガタやるのかどうなるのか。工事の施行に当たってはそ

ういった市の大きな行事との調整は、これからもう図ってやって、市民の皆様になるべく御迷惑のかわらないようにやっていきたいというふうなお話でございましてけれども、具体的には、K・P・C・Pの関係として、うけれと、五十二年の三月三十一日までというふうなことになるかと、こますけれと、具体的には少し延びるという形も考えられるんですが、この辺の見通し、はっきりとした計画は、どういふことになってあるか、上野課長ですか、ちよっとお聞かせしていただきたいと思っています。

○企画財政課長（上野重勝君） 期成会との関係ですが、これは前にも御説明したと思いますが、いわゆる国鉄と市との間の橋をつくる話し合いの中で、国鉄側としては、いわゆる橋上駅をつくる第一段階として橋をつくるんだというふうなことでございます。したがって、橋上駅の期成会というものをつくる必要がありまして、又、市としては将来それに何かって運動していかねければならないと思います。したがって、橋上駅というふうな問題になりますと、当然これは国鉄の営業の部門でございますので、市が直接負担するというわけにはまいりませんので、この部分については

期成会で動くというふうな処置をとらざるを得ない。

○都市計画課長（浅見裕康君） 工事関係につきまして、お答え申し上げます。

大体、工期としては、先ほど責任者からお答えいただきましたように、来年の三月三十一日を一応予定しております。

セク等との関係につきましては、やはり安全第一を一応モットーに、そのりの関連については、国鉄が直接、現場の責任者を置いて施行するわけでございましてけれども、私どもといたしましても十分その点については留意いたしまして、施行にいろいろなトラブル、その他が起らない配慮をしておきたいと考えております。

○二十三番（山田博君） この点につきまして、議会運営本委員会を開いたのですが、委員の中より、きょうのきょう、審議してくれとかいうことのないよう、今後は、その間の事情はいろいろあるだろうと思うけれども、こういうふうには、その日に審議すると、仮に定例会が二十七日が最終日だった場合には、どうするのかわかというふうな意見が、出ましたので、今後こういうことは絶対に慎んでもらいたいということを要望しておきます。